

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十七号

##### 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第六号の十中「障害者福祉法」を「障害者総合支援法」に改め、同様式に注  
3として次のように加える。

3 「障害者総合支援法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律をいう。

##### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。